

20220310【総領事館からのお知らせ】当館入居ビルの入館規則の改定について

【ポイント】

●当館が入居している2 Quad ビル入館に際して、新型コロナ・ワクチン接種証明書または、5日以内に検査したPCR検査陰性証明書の提示は3月4日から不要になりました。

【本文】

2021年12月27日付の当館からの領事メール「当館入居ビルの入館規則について」において、当館が入居している2 Quad ビル入館に際しては、新型コロナ・ワクチン接種証明書、または5日以内に検査したPCR検査陰性証明書の提示が必要と案内していましたが、セブ市行政命令163に伴い、3月4日よりこれら証明書の提示は不要となった旨入居ビルより案内がありましたのでお知らせいたします。

(参考)

セブ市公式フェイスブック (セブ市行政命令163)

<https://www.facebook.com/cebucity.info/posts/4530389290400241>

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html